

委託契約書

委託業務名 令和7年度若手就業者等育成セミナー（若手就業者・経営者向け）業務
契約期間 契約締結日から令和8年1月16日まで
契約金額 金 _____ 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 金 _____ 円）
契約保証金 （業者決定後に記入）

佐賀県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、頭書の委託業務について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙「令和7年度若手就業者等育成セミナー（若手就業者・経営者向け）業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び本契約書の定めるところにより、頭書の委託業務を履行するものとする。

2 仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、委託業務の処理について、他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の処理の一部を、他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、乙に報告を求めることができるものとする。

（仕様書等不適合の場合の修正義務）

第5条 乙は、委託業務が仕様書に適合しない場合において、甲がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し又は履行期限を延長することはできない。

（業務内容の変更）

第6条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることがで

きるものとする。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第7条 委託業務の処理により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)に係る必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第8条 甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を損害金として徴収する。

(業務完了報告及び検査)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、仕様書記載の資料を添え業務完了報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から10日以内に報告内容の検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格又は疑義を生じ、補正の必要があるときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正の届けを提出して再び検査を受けるものとする。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用するものとする。

(契約金額の請求及び支払い)

第10条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、この契約によって知り得た相手の情報を適正に管理し、本契約期間中及び本契約終了後も第三者に漏洩し、又は業務以外の目的で利用してはならない。ただし、事前に相手から承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の場合、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないと認めら

れるとき。

(2) 乙が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

(3) 乙又は乙の役員等が次の各号のいずれかに該当するとき、又は次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（契約解除の違約金）

第13条 乙は、前条の規定により、契約が解除された場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合）

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていない場合）

2 甲は、乙が前項に規定する違約金を支払期限までに納付しない場合は、当該違約金に対し、期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じて、違約金に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を請求することができる。

3 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

（契約解除による損害賠償）

第14条 甲は、第12条の規定により、契約を解除した場合において損害が生じたときは、乙に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。

2 乙は、第12条の規定により、契約が解除された場合において損害が生じても、甲に対して損害賠償を請求できないものとする。

（個人情報の保護）

第 15 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に従わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても有効とする。

(協議)

第 16 条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 17 条 本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県県土整備部

建設・技術課長 川崎 文仁

乙 ○○○○○○○○

○○○○○○○○○

○○○○ ○○ ○○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務进行处理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務进行处理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務进行处理のために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
 - (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
 - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙 1

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

委 託 者 名 様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号

代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	（所属・役職）	（氏名）
作 業 責 任 者	（所属・役職）	（氏名）

2 事務取扱担当者に関する事項

部 署 名	
事 務 名 （事務担当者）	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	
盗 難 、 紛 失 等 の 事 故 防 止 措 置 等	（具体的に記入すること）

別紙 2

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

委 託 者 名 様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号

代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	（所属・役職）	（氏名）
作 業 責 任 者	（所属・役職）	（氏名）

2 事務取扱担当者に関する事項

部 署 名	
事 務 名 （事務担当者）	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	
盗 難 、 紛 失 等 の 事 故 防 止 措 置 等	（具体的に記入すること）

令和7年度 若手就業者等育成セミナー（若手就業者・経営者向け）業務仕様書

1 セミナーの概要

建設業の将来を支える人材を多角的に育成するとともに、経営者側からも建設工事従事者の安全や健康を最優先に考える気風の醸成及び就労環境の改善に取り組むことで、建設業界における就業者の定着・活躍を目指すため、以下の参加者区分に応じたセミナーを各1回実施する。

- (1) 建設業者入社後2～4年目
- (2) 建設業者入社後5～7年目
- (3) 経営者

2 セミナーのテーマ

各セミナーのテーマは、下記内容を含んだものとし、「(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)」の認定3ユニットが受けられる内容と時間の講習とすること。

- (1) 建設業者入社後2～4年目
 - ・ 建設業の労働災害の事例等をふまえた、安全確保に関する意識の向上を図る内容
- (2) 建設業者入社後5～7年目
 - ・ 建設現場における法令違反やコンプライアンス違反等のリスク回避に関する内容
- (3) 経営者
 - ・ 建設業におけるDX推進（ICT建機・建設ディレクター等）にかかる内容
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上を図る内容

3 委託業務期間

委託業務期間は、契約締結の日から令和8年1月16日までとする。

なお、各セミナーは令和7年12月25日までに実施することとし、実施日時については、県と協議の上決定すること。

4 業務委託の内容

- (1) セミナー実施に係る企画・運営に関する業務

(企画)

- ・ 参加者区分に応じたセミナーのタイトル及び資料を作成すること。
- ・ セミナーの構成は、講義、ワーク、交流会等の組合せを検討すること。
- ・ 講師は、それぞれの参加者区分の実情に通じた者とする。
- ・ 講義の内容は、昨今の状況、他県の状況等を踏まえたものとする。
- ・ セミナーごとの募集チラシを作成すること。（A4サイズ・デジタルデータ）

(運営)

- ・ 開催場所の借用及びマイク等必要な資機材の確保を行うこと。
- ・ 開催場所については、以下の要件を全て満たすこと。
 - ア 佐賀市内のホテル、会議室その他これに類する場所
 - イ 50名以上の収容人数があること。
 - ウ 駐車場が完備されていること。
- ・ セミナーの運営（受付を除く。）は全て受託者が行うこと。

(2) 効果測定に関する業務

- ・ 参加者区分ごとに、効果測定のためのアンケートを作成すること。
- ・ アンケート内容は、事前に県と協議すること。
- ・ アンケートはGoogle フォーム等のアンケート機能を用い、回答は受講者個人のスマートフォンからQRコードを用いて回答できるものとする。

(3) セミナー終了後の業務

- ・ 参加者区分ごとに、実績報告書及びアンケート結果（集計・加工したもの）を作成し、アンケートのローデータとともに、各セミナー終了後2週間以内にデジタルデータで提出すること。

(4) その他

講師の報酬・旅費、開催場所の会場費及びマイク等必要な資機材費については、委託費に含めること。

5 県が行う業務

- ・ セミナー参加者の募集及び管理
- ・ セミナーに使用する資料等の印刷
- ・ セミナー当日の受付
- ・ CPDSの認定申請と受講証明書の発行

6 募集人数

各セミナー50名程度

7 委託料の支払い

完了払い

8 留意事項

- ・ 過去の県取組を配慮した内容とすること。
- ・ 事業の運営に必要な適切な人員配置を行うこと。
- ・ 本事業において、募集チラシ、セミナー資料、実績報告書等（以下「本件納品物」という。）を作成する場合は、第三者の著作権等の知的財産権を侵害しないよう配慮すること。また、本件納品物が第三者の著作権等を侵害しているとして紛争が生じた場合には、当該侵害が県の責に帰す場合を除き、受託者の責任と負担においてこれを解決すること。
- ・ 本事業において作成される本件納品物及びアンケート結果（ローデータを含む。）の著作権は、県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、県は、本事業の目的のための使用及び自己利用するために必要な範囲での複製、翻案する権利を有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
- ・ 受託者は県に対し、本件納品物に関して、著作者人格権を行使しないこと。
- ・ 委託業務の内容及び本仕様書に定めのない事項については、県と受託者とで協議を行い、決定する。